

保高発 0417 第 1 号
令和 8 年 4 月 17 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令
第 6 条第 9 号に関する交付基準について

令和 8 年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号。以下「算定省令」という。）第 6 条第 9 号の規定による交付基準及び申請額の算定方法等について、別紙「令和 8 年度 特別調整交付金交付基準（算定省令第 6 条第 9 号関係）」（以下「交付基準」という。）のとおり定めたので、内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知を図り、適切な対応について御配慮願いたい。

なお、令和 7 年度特別調整交付金交付基準からの主な変更点及び連絡事項は下記のとおりであり、事業計画等の提出方法、期限等については別途連絡する。

記

- 1 「事業区分Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について
企画・調整等の業務に要する費用及び高齢者に対する個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する費用の交付基準額を変更する。
- 2 「事業区分Ⅲ 1 長寿・健康増進事業」について
「みなし健診（診療情報を健康診査の結果として活用する取組）の推進」の区分を新設し、交付基準額とは別に定めた交付限度額（5,000 千円）を上限として、必要と認める額を交付する。
- 3 「事業区分Ⅲ 2 医療費等の適正化のための取組」について
適正受診の普及啓発の対象として地域フォーミュラリ及びリフィル処方箋の

周知・啓発等に要する経費を対象に加える。

- 4 「事業区分Ⅲ4 離職者に係る保険料の減免（子ども・子育て支援金分を含む）」について
子ども・子育て支援金創設に伴い、従来の離職者に係る保険料の減免額に加え、子ども・子育て支援金分の減免額も交付金の対象とする。
- 5 「事業区分Ⅲ12 令和8年度の制度改正に伴う周知広報経費」について
令和8年度の後期高齢者医療制度における各種見直しの内容等について被保険者等に対して行う周知広報に係る経費を対象とする。
- 6 「事業区分Ⅲ15 低所得者に対する更なる保険料軽減に係る経費」について
被保険者均等割額を減額する被保険者のうち、7.2割軽減の対象世帯について、令和8年度における当該被保険者均等割額（医療分）に10分の7を乗じた額を減額することに加えて、100分の2を乗じた額を減額することにより生じる額を対象とする。
- 7 「交付方法」について
交付基準の特別調整交付金については、別表の事業区分に従い交付することとする。